

佐久市臼田地区小学校施設整備検討委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 臼田地区の小学校の整備に関し、地域が一体となり、学校づくり等を進めるため、佐久市臼田地区小学校施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

**第2条** 委員会は、臼田地区の小学校の施設整備等に関し、調査及び検討を行い、意見を述べる。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 臼田地区の小中学校長
- (2) 臼田地区の小中学校PTA代表者
- (3) 臼田地区の保育園・幼稚園の保護者代表者
- (4) 臼田地区の区長代表者
- (5) 学識経験者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

**第5条** 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、佐久市教育委員会学校教育部学校教育課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。